

## ⑧平成24年 工業統計調査を実施します

平成24年工業統計調査は、従業者4人以上のすべての製造事業所を対象に、平成24年12月31日時点で実施します。

工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国および地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。

調査票に記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することはありませんので、ご理解、ご協力をお願いします。

問 企画政策課（内線214）

## ⑨12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、毎年12月10日から16日までの1週間が「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として定められています。

この法律は、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深め、国際社会と連携して北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的としています。

市民の皆さんには、この問題に対するご理解を深めていただきますようお願いします。

問 社会福祉課（内線157）  
笠間警察署 Tel 0296-73-0110



⑥ページ 健康・医療・介護・育児など24時間年中無休無料で相談が受けられます。  
かさま健康ダイヤル24 ☎0120-3992-01

## ⑩笠間市総合公園テニスコートの利用時間を延長します

市では、市民のみなさんが年間を通してナイターテニスを楽しめるように笠間市総合公園テニスコートの利用時間を午後9時まで延長します。

ぜひ、この機会にあなたもテニスを始めてみませんか。

利用料金（1面1時間）

昼間：300円 夜間（ナイター）：800円

期間 12月1日（土）～3月31日（日）

問 笠間市指定管理者

株式会社 日立ライフ

Tel 0296-72-9330

## ⑪「笠間市文化連盟会員作品展」を開催

会期 12月15日（土）～23日（日）  
（月曜日を除く）

時間 午前8時30分～午後5時  
（最終日は、午後4時終了）

会場 笠間公民館 1階展示室

内容 写真・日本画・洋画・書・工芸

主催 笠間市文化連盟

問 藤岡 靖之 Tel 0296-74-2929

## ⑫笠間市民合唱団 第21回定期演奏会を開催

笠間少年少女合唱団も賛助出演をします。皆さん、ぜひお越しください。

日時 12月16日（日） 午後2時 開演

会場 笠間公民館 大ホール

※入場無料

内容 未来に向かって～がんばろう笠間～のテーマで坂本九ちゃんの歌  
青春時代の名曲～‘60年代の愛唱歌～から ♪ブルー・シャトウ ♪花の首飾り その他

問 藤岡 靖之 Tel 0296-74-2929

## ④皆さんのご意見をお寄せください～パブリック・コメント手続制度～

「パブリック・コメント手続制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、素案を広く公開し、意見や情報をできる限り反映させるという制度です。

このたび、地域主権一括法に伴う条例等の制定または改正を行うにあたり、皆さんのご意見・ご提言をお寄せください。

実施期間中は、ホームページ、市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で素案を閲覧できます。※いただいたご意見と回答を笠間市ホームページに掲載させていただきます。

要旨 地域主権改革の一環として、平成23年度に地域主権一括法が成立し、施行されました。

それに伴い、これまで各省令等（政省令）で規定していた施設等の基準について、笠間市の実情に応じて条例で定めるにあたり、各対象案件について意見を伺います。

地域主権一括法：「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号および第105号）」

新規/改正	対象案件	見直し内容	問・提出先
改正	「笠間市公共下水道条例及び施行規則の改正」	公共下水道の構造の基準、終末処理場の維持管理、都市下水路の維持管理の基準等	下水道課 (内線71120)
新規	「笠間市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準を定める条例」	道路移動等円滑化の基準	管理課 (内線580)
新規	「準用河川における河川管理施設等の構造的基準に関する条例」	河川管理施設等の構造的基準	管理課 (内線580)
新規	「笠間市道に設置する道路標識の寸法等に関する条例」	道路標識の寸法の基準	管理課 (内線580)
新規	「笠間市道路の構造の技術的基準を定める条例」	道路の構造基準	建設課 (内線501)
新規	「笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」	介護保険サービス事業者の指定等に関する基準	高齢福祉課 (内線172)
新規	「笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」	介護保険サービス事業者の指定等に関する基準	高齢福祉課 (内線172)

※地域主権改革の詳しい内容は、笠間市ホームページ（トップページ＞行政＞地域主権改革）にて公表しています。（ホームページ <http://www.city.kasama.lg.jp/index.php?code=2743>）

意見の提出方法 氏名・住所を明記し、直接または郵送、FAX、Eメールで提出してください。書式は任意です。

〒309-1792 笠間市中央3-2-1 FAX 0296-78-0612 Eメール [info@city.kasama.lg.jp](mailto:info@city.kasama.lg.jp)

実施期間（意見提出期間） 11月30日（金）～12月20日（木）【21日間】

国民健康保険税の納付は口座振替にすると便利です。

③ページ